

① 利用者負担割合 1割

1・ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,730円	要介護度2 6,410円	要介護度3 7,120円	要介護度4 7,800円	要介護度5 8,470円
2・うち、介護保険から給付される金額	5,157円	5,769円	6,408円	7,020円	7,623円
3・サービス利用に係る自己負担(1-2)	573円	641円	712円	780円	847円
4・居室に係る自己負担	855円				
5・食事に係る自己負担	1,445円				
6・自己負担額合計(3+4+5)	2,873円	2,941円	3,012円	3,080円	3,147円

② 利用者負担割合 2割

1・ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,730円	要介護度2 6,410円	要介護度3 7,120円	要介護度4 7,800円	要介護度5 8,470円
2・うち、介護保険から給付される金額	4,584円	5,128円	5,696円	6,240円	6,776円
3・サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,146円	1,282円	1,424円	1,560円	1,694円
4・居室に係る自己負担	855円				
5・食事に係る自己負担	1,445円				
6・自己負担額合計(3+4+5)	3,446円	3,582円	3,724円	3,860円	3,994円

③ 利用者負担割合 3割

1・ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,730円	要介護度2 6,410円	要介護度3 7,120円	要介護度4 7,800円	要介護度5 8,470円
2・うち、介護保険から給付される金額	4,011円	4,487円	4,984円	5,460円	5,929円
3・サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,719円	1,923円	2,136円	2,340円	2,541円
4・居室に係る自己負担	855円				
5・食事に係る自己負担	1,445円				
6・自己負担額合計(3+4+5)	4,019円	4,223円	4,436円	4,640円	4,841円

上記料金には

- ・ 日常生活継続支援加算(1) 360円・自己負担 一割36円・二割72円・三割108円
- ・ 夜勤職員配置加算(1)口 130円・自己負担 一割13円・二割26円・三割 39円
- ・ 精神科医師定期的治療指導 50円・自己負担 一割5円・二割10円・三割15円
- ・ 介護職員処遇改善加算(1) 利用料に8.3%が加算
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 利用料に2.7%が加算
- ・ 初期加算(入園後30日間) 日額300円 ・自己負担 30円
- ・ 療養食加算 医師の指示により特別に管理された食事が必要な場合
(一回 60円 ・自己負担6円)
- ・ 経口移行加算 経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく
栄養管理を行う場合180日を限度として
(日額280円 ・自己負担28円)

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受ける場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

◎ 当施設の居住費・食費の負担額 (1日あたり)

対象者	区分	居住費(多床室)	食費
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第一段階	0円	300円
公的年金等の収入額と合計所得 金額80万以下の方	利用者負担 第二段階	370円	390円
利用者負担段階1・第2段階 以外の方(課税年金収入額等が 80万超120万以下の方)	利用者負担 第三段階 ①	370円	650円
利用者負担段階1・第2段階 以外の方(課税年金収入額等が 120万以下の方)	利用者負担 第三段階 ②	370円	1,360円
上記以外の方		855円	1,445円

◎ 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

サービス種別	内容	自己負担額
理容	一回(カットのみ)	1,400円
日用品の購入	衣類 歯ブラシ 靴など	実費
特別な食事		
クラブ活動など		

◎ 高額介護サービス費の制度

一ヶ月当たりの上限額を上回る利用料が後日払い戻しされます。

区 分	上限額
生活保護受給者	15,000円 (世帯)
住民税非課税で老齢福祉年金受給者及び会計所得金額 と公的年金等の収入額の合計が80万以下の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
住民税非課税で合計所得金額と公的年金等の及び収入額 の合計が80万超の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
市町村民税 ～ 課税所得 380万未満	44,400円 (世帯)
課税所得 380万 ～ 課税所得 690万未満	93,000円 (世帯)
課税所得 690万 以上	140,100円 (世帯)